

茨木市コミュニティデイハウス事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、地域における高齢者の自立生活の支援、地域住民の福祉活動の促進並びに地域における身近な介護予防拠点及び地域のセーフティーネットとしての活動に住民が主体となって取り組むコミュニティデイハウス事業（以下「事業」という。）を実施することで、高齢者の介護予防及び日常生活支援を図り、もって在宅高齢者の保健福祉の向上に資することを目的とする。

(実施方法)

第2 事業は、市が事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）に補助する方法により行うものとする。

(基本方針)

第3 事業は、事業を利用する者（以下「利用者」という。）が可能な限りその者の居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活の支援等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 実施団体は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 実施団体は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(対象者)

第4 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日実施。
第5第1号において「総合事業実施要綱」という。）別表第1に定める通所型サービス・活動Bの対象者
- (2) 次のア及びイのいずれにも該当する市内に居住するおおむね65歳以上の在宅の高齢者
 - ア 要介護認定で自立と判定される者又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれの基準にも該当しない者
 - イ 自立した日常生活を確保するために支援が必要な者で市長が事業の利用を必要と認めた者

(事業内容)

第5 事業は、次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるサービスを提供するものとする。

- (1) 第4第1号に掲げる者 総合事業実施要綱第3第1号イ(イ)に掲げる通所型サービス・活動B
- (2) 第4第1号及び第2号に掲げる者 次のアからウまでに掲げるサービス
 - ア 必ず提供すべきサービス
 - (ア) 納食
 - (イ) 介護予防を重視した健康管理、機能訓練等の取組
 - (ウ) 個別サービス計画書の作成（第4第1号に掲げる者に限る。）
 - イ 必要に応じて提供するサービス
 - (ア) 趣味・創作活動
 - (イ) レクリエーション活動
 - (ウ) 利用者の送迎
 - (エ) 利用者の入浴介助
 - ウ その他利用者の日常生活の向上に資するサービス

(実施施設)

第6 事業は、第14の規定により事業の実施の承認を受けた施設（以下「実施施設」という。）で実施するものとする。

(実施団体)

第7 実施団体は、茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱（平成17年4月1日実施）に基づく補助金の交付を受けている団体のうち、第14の規定により事業の実施の承認を受けた団体とする。

(運営基準等)

第8 実施団体は、事業の実施に当たり、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 1日当たりの利用者が5人以上あり、かつ、第4第1号に掲げる者の利用が半数以上になるように努めること。
 - (2) 開所日が週3日以上であって、かつ、サービス提供時間（送迎の時間を除く。）が1日5時間以上であること。
 - (3) 実施施設は、利用者1人当たり3平方メートル以上の有効面積を確保していること。
 - (4) 実施施設は、利用者の利便、安全及び保健衛生に十分配慮されたものであること。
- 2 実施団体は、事業を行うため専任の活動援助員1人を置くものとし、その者の氏名を市長に届け出るものとする。

- 3 実施団体は、補助職員を置く場合は、勤務する曜日及び時間を区分し、その者の氏名を市長に届け出るものとする。
- 4 実施団体は、事業の実施に当たり、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第7条の規定及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項各号に掲げる基準を順守しなければならない。
- 5 実施団体は、事業の実施に当たり、次に掲げる事項に留意し、事業の円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。
 - (1) 事業の実施について、地域住民に対して周知を図ること。
 - (2) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
 - (3) 地域福祉のネットワーク等あらゆる社会資源を活用し、円滑な事業運営に努めること。

（提供拒否の禁止）

第9 実施団体は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

（衛生管理等）

第10 実施団体は、利用者の使用する施設、食器その他の備品及び設備並びに飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施団体は、実施施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持）

第11 事業に従事する者（第18及び第21において「従事者」という。）は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。（苦情処理）

第12 実施団体は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施団体は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 実施団体は、提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 実施団体は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(事業実施の申込み)

第13 事業を実施しようとする団体は、茨木市コミュニティディハウス事業実施申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 団体の会則又は規約
- (3) 団体の役員名簿
- (4) 事業を実施する施設の平面図
- (5) 備品管理台帳
- (6) その他市長が必要と認める書類

(事業実施の承認)

第14 市長は第13の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適當と認めたものについて申込みをしたものに対し茨木市コミュニティディハウス事業実施承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更の届出)

第15 事業の申込みをしたものは、第13の申込内容に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(利用申込み)

第16 事業を利用しようとする者は、実施団体に対して利用の申込みをしなければならない。

2 実施団体は、前項の規定による申込みにより新たな利用者があったときは、市長に報告しなければならない。

(個別サービス計画の作成)

第17 実施団体は、第4第1号に掲げる者の利用に当たり、その者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。

(運営規程等の説明及び同意)

第18 実施団体は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営等に関する重要事項の概要、従事者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(利用料の徴収)

第19 実施団体は、利用者に対しサービスの提供を行うに当たり、利用者負担額として次に定める費用を利用者から徴収するものとする。

- (1) 1時間当たり50円以上の利用料

(2) 食材料費

(3) その他利用者が負担すべき経費

2 利用料の領収等、利用者が負担する金銭について適切に管理し、サービスの利用状況等を適宜確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(実績報告)

第20 実施団体は、利用者ごとの月間利用状況等を把握し、身体状況、利用日数、利用時間等を記載した報告書を整備し、指定された期日までに市長に報告しなければならない。

2 実施団体は、第4第1号に掲げる者に対して第17の規定により作成した個別サービス計画に基づくサービスを提供した場合は、サービス利用状況報告書を市長及び茨木市地域包括支援センターへ提出しなければならない。

(記録の保管)

第21 実施団体は、事業の運営に関する帳簿並びに従事者の勤務、設備及び備品に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(その他)

第22 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

2 この要綱による改正前の茨木市コミュニティデイハウス事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年1月1日から実施する。

様式第1号（第13関係）

年　月　日

（申込先）茨木市長

所在地
団体名
代表者

茨木市コミュニティデイハウス事業実施申込書

茨木市コミュニティデイハウス事業の実施について、次のとおり申し込みます。

開設地域（小学校区名）					
コミュニティデイハウス名					
事業開始予定日	年　月　日				
事業実施団体名					
団体所在地					
団体代表者					
コミュニティ デイハウス 施設概要	施設住所				
	建物所有者		所有者との関係		
	建物構造	造	階建	使用部分	階
	延床面積	m ²	有効利用面積	m ²	家賃(月額)

添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 団体の会則又は規約
- (3) 団体の役員名簿
- (4) 事業を実施する施設の平面図
- (5) 備品管理台帳

様式第2号（第14関係）

所在地
団体名
代表者 様

茨木市コミュニティデイハウス事業実施承認通知書

年　　月　　日付けで申込みのあった、茨木市コミュニティデイハウス事業の実施について、審査の結果、次のとおり承認します。

開設地域（小学校区名）	
コミュニティデイハウス名	
コミュニティデイハウス所在地	
事業開始予定日	年　　月　　日
事業実施団体名	
団体所在地	
団体代表者	
開設条件	

年　　月　　日

茨木市長